



世界から人権侵害をなくすために  
子どもたちの未来が笑顔になるように

### 弁護士・税理士・司法書士・行政書士の皆さま

ご依頼人・相談者の方が遺贈の寄付先を探されている際は、是非、当団体を選択肢のひとつとしてご紹介いただければ幸いです。ご連絡いただければ、いつでも、当団体および遺贈等に関する資料をお送りいたしますので、是非、保管・活用ください。また、具体的な遺贈等のご相談についても、お気軽にご連絡ください。

ヒューマンライツ・ナウ (HumanRightsNow, HRN) は、日本を本拠とする、日本で初めての国際人権NGOです。世界で今も続く深刻な人権侵害をなくすため、法律家、研究者、ジャーナリスト、市民など、人権分野のプロフェッショナルたちが中心となり、2006年に発足しました。ヒューマンライツ・ナウは、国際的に確立された人権基準に基づき、紛争や人権侵害のない公正な世界をめざし、日本から国境を越えて人権侵害をなくすために活動しています。

#### 推薦文

##### 伊藤 真 伊藤塾塾長



世界の人権状況の改善のため平和的な国際貢献に尽力し、最大の人権侵害である戦争に対して非戦の立場を表明しているヒューマンライツ・ナウ。この団体の一層の活躍に期待しています。

##### 鈴木 重子 歌手



世界の痛みに手を差し伸べる勇気と、その重さに挫けない元気や明るさに感激しています!

お問い合わせは、  
ヒューマンライツ・ナウ東京事務所まで

認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ  
〒110-0005  
東京都台東区上野5-3-4 クリエイティブOne 秋葉原ビル7F

メール [info@hrn.or.jp](mailto:info@hrn.or.jp)

電話 03-3835-2110

FAX 03-3834-1025

<http://hrn.or.jp>

認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ





明日の世界は  
もっといい場所になるといい…。

遺言をお考えのみなさまへ

みなさまの大切な思いを  
日本発の国際人権NGO  
ヒューマンライツ・ナウに  
託してください。

ヒューマンライツ・ナウをご存じですか？

ヒューマンライツ・ナウは、2006年日本に誕生した、  
日本生まれの国際人権NGOです。

今も世界と日本で続く深刻な人権侵害を  
なくすために設立されました。

女性や子ども、社会的な弱者の見逃された声、苦しみに耳を傾け、  
被害者に代わって声をあげ、社会を変える活動を展開し、  
2012年には国連NGOとして認められました。

誰もが自由で差別されず、自分らしく平和のうちに生きていける、  
そんな社会を目指して、私たちは活動しています。

ヒューマンライツ・ナウは、認定NPO法人です。

遺贈していただいた財産は、相続税の課税対象から外れます。

「世界の平和や人権に貢献する団体に寄附したい」という  
希望をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非、  
寄附先のひとつとして、ヒューマンライツ・ナウをご検討ください。

ヒューマンライツ・ナウへ「遺贈」していただいた財産は、  
世界の人々のかけがえのない人権を守るために  
使わせていただきます。



認定NPO法人  
ヒューマンライツ・ナウ  
事務局長

弁護士 伊藤 和子



## 「遺贈」とは・・・

遺贈とは、亡くなる前に書かれた「遺言」によって、遺産の全部又は、一部を無償で譲る（贈与する）ことです。遺言に「●●の財産を△△さんに遺贈する」と書きのこすと、亡くなられた後に、贈与をされた相手方がその財産を受け継ぐことになります。最近、遺言書において、公益性の高い団体・NPOなどに財産の全部または一部を遺贈される方が増えています。お亡くなりになった後も、未来の世代のよりよい社会に貢献したい、そんな思いで公益性の高い団体に遺志を託されるのです。ヒューマンライツ・ナウでは、遺贈を受け付け、遺贈のご相談にのれる体制を整えておりますので、是非、ヒューマンライツ・ナウへの遺贈をご検討いただければ幸いです。皆様のご遺志を、是非、人権侵害・差別・争いのない未来をつくるために活動するヒューマンライツ・ナウに託してください。

## 遺贈いただいた財産は、相続税の課税対象から外れます。

※ヒューマンライツ・ナウは東京都から認定NPO法人として認められているため、遺贈いただいた財産には相続税は課税されません。

## 「遺贈」には二種類あります。

遺贈には相続財産の全部又は一定の割合を贈与する包括遺贈と、財産の一部を贈与する特定遺贈があります。例えば、財産のうちほとんどを子や配偶者などに遺贈し、一部だけNPOに遺贈するという方法もあります。遺贈いただく金額はどんな金額でも受け付けられます（当団体へのご遺贈は、1000円からいただいておりますが、できれば50万円以上の遺贈をいただけると活動にとって大きな助けとなります）。

## 遺贈寄付の流れ

1  
当団体にご相談いただく

遺贈をご検討の方は是非当団体までご相談ください。すぐに当団体や遺贈に関する資料を送付させていただきます。また遺贈のご意志を固められた後もご連絡いただくと幸いです。お話を伺いながら、当団体の活動内容、手続きの方法などをご説明させていただきます、ご要望をお聞きます。遺贈内容の検討や作成にあたっては、信頼できる専門家（弁護士、税理士）などにご相談されるのが安心です。当団体の会員には弁護士・税理士が多数おりますので、ご相談いただければ、相続・遺言に詳しい会員の弁護士・税理士をご紹介することもできます。

2  
遺言書の作成

次に、実際に遺言書を作成します。遺言書の作成の仕方としてよくあるのは、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の二つです。「自筆証書遺言」は、ご本人が手書きで遺言を書く方法ですが、要件を欠いて無効となってしまうたり、遺言書が死後にみつからなくなったりして、せっかく書いても認められないことがあります。一方、「公正証書遺言」は、ご本人が公証役場に出向き、ご本人の口授に基づき公証人が遺言を作成するものです。後で「無効である」「紛失した」などの問題が起きにくく、安全確実な遺言の方法として、「公正証書遺言」をお勧めします。遺言の例：現金●●万円を認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウに遺贈する。



### ★公正証書遺言の場合

- 1 ご自身が公証役場にて2人以上の証人の立会いのもと公証人に遺言内容を口述します。（最寄の公証役場をご紹介させていただきます）
- 2 公証人が遺言の内容を筆記し、本人、証人、公証人が署名・捺印します。 ※原本は公証役場が保管します。 ※手数料がかかります。

- 遺贈先として、「認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ」と明記してください。
- 遺言執行者 遺言の作成に先立ち、「遺言執行者」をお決めいただき、遺言書のなかに「遺言執行者」を指定する条項を入れていただく、ご逝去の後の遺言内容の実現をスムーズに行うことができます。是非、専門家にご相談ください。
- 遺言を書かれたら、ご連絡を頂けると嬉しいです。ご要望があれば、団体の活動に関するニュースレター、メールマガジン等をお送りさせていただきます。

3  
遺贈手続の開始

ご逝去のあと、遺言執行者の方からヒューマンライツ・ナウにご連絡をいただき、遺贈の手続を進めてまいります。お差し支えない範囲で、故人様のご遺志、またはご遺族の方による同意など、ご寄付の経緯について書面にてお知らせください。私たちはできる限りご遺志を尊重してまいります。

4  
財産の引き渡し

遺言が執行され、当団体が財産を寄付としてお受け取りさせていただきます。生前に託されたご希望に基づき、世界で危機に瀕した人々の保護、人権を尊重する未来づくりのために、大切な財産が使われます。手続き終了後、ご遺族様に、使途等も含めた報告書をお送りいたします。 ●ご寄付をいただいた後、ヒューマンライツ・ナウから、東京都の認定番号が印刷された領収書をお送りします。

5  
相続税の優遇措置を受けるための手続き

相続人の皆様は、相続開始から10か月以内に、相続税の申告手続きを行ってください。（期限内に申告手続きを終えられることで、初めて、相続税に関する特例を受けることができます） ●申告時には、ヒューマンライツ・ナウが発行した領収書を添付してください。

## 相続財産からのご寄付

故人の方の遺志を受け継ぎ、ご逝去後に相続財産の一部をご寄付いただくことができます。相続又は遺贈により財産を取得した方が、取得した財産の一部をヒューマンライツ・ナウにご寄付くださり、相続開始から10ヶ月以内に相続税の申告を行われた場合、ご寄付分の財産については相続税の課税対象から除かれます。

- 1 まずはご相談 当団体にご連絡ください。相続税課税も含め、詳しい税理士、弁護士を紹介することもできます。
- 2 相続税への対応 ●相続開始から10か月以内に、相続税の申告手続きを行ってください。（期限内に申告手続きを終えられることで初めて相続税に関する特例を受けることができます） ●申告時には、ヒューマンライツ・ナウが発行した領収書を添付してください。

## 香典返しに代えて、寄付をお考えの方へ

ご葬儀へ寄せられたお香典や供花代へのお返しを、ヒューマンライツ・ナウへのご寄付に代えて国際人権活動に役立てることができます。ご希望により、ヒューマンライツ・ナウより会葬者の方々へのお礼状をご用意いたします。ご遺族から出されるご挨拶状に同封してお使いください。



## ヒューマンライツ・ナウの活動

世界を見渡すと、今も、紛争、飢餓、暴力、人身売買、女性差別、児童労働などで、弱い立場にある女性たち、子どもたちが苦しんでいます。

私たちはそんな現実を変え、苦しみのおおもとを解決し、世界をもっと安全で平和な場所、ひとりひとりが大切にされる場所に変えていこうと活動しています。

そのためには息の長い長期的な支援が必要です。

皆様のご支援で、私たちはもっと多くの活動を行うことができ、人権侵害を解決することができます。

## ミャンマーの子ども・若者たちへの教育を通じて平和な未来を。

ヒューマンライツ・ナウは、軍事独裁政権のもとで苦しむミャンマー(ビルマ)の若者たちに希望ある未来をつくるお手伝いをしたいと考え、2007年からタイのミャンマー国境の街メイソットで、ミャンマーの少数民族、女性を含めた若者たちに「ひとりひとりが人権をもっている」ということを教える教育活動を続け、希望をともしてきました。民主化が進みつつある今、卒業生の多くは帰国し、自分たちの国の未来をよりよいものにするために行動しています。今、私たちはミャンマー国内で教育機会を奪われた若者たちに対する教育活動を続けています。民族同士の争いや人権侵害を一日も早くなくし、平和な未来をつくるために。



ミャンマー(2014年) / 各政党の政策担当者へ国際人権法の授業を行う。



タイ(メイソット) / 2013年まで支援していた「ピースローアカデミー」で講師を務めるHRN会員(左)と卒業式の様子(右)。国際法などの人権教育を行う。



## 児童労働で苦しんでいる子どもを救う。

インド北東部のメガラヤ州。バングラデシュやネパールから売られてきた7歳から15歳くらいまでの子どもたちが、とても危険な炭鉱での児童労働をさせられ、奴隷のように働かされたあげく命を落としていました。ヒューマンライツ・ナウは、地元の団体とともに子どもたちの苦しい状況を調査し、子どもたちの救出のために行動しました。2014年、インドの裁判所は、児童労働の温床となった炭鉱をすべて閉鎖し、児童労働は終焉を迎えました。今も、アジア地域では、児童労働に苦しむ子どもたちがいます。ヒューマンライツ・ナウは、児童労働をなくす取り組みを、現地の人々と進めています。



インド(2010年) / 劣悪な労働条件の炭坑 児童労働に関する現地調査

## 戦争で命を奪われる子どもたちをなくしたい。

今も、世界中の戦場で、子どもたちが命を奪われています。住宅密集地でも学校でも空爆が続き、人体に有害な兵器が使われ、子どもたちが命を落とすのです。戦場で子どもたちは誘拐され、少年兵にされて命を奪われたり、少女が売られたりしています。そんな悲劇をなくしたいと、ヒューマンライツ・ナウは、民間人を犠牲にする兵器の使用や売買を禁止する国際的な取り決めをつくるために世界の市民団体と連携して活動しています。ヒューマンライツ・ナウは、核兵器廃絶禁止条約の制定を求めノーベル平和賞を受賞したICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)のメンバー団体としても活動しています。



国連人権理事会 / 日本や世界の人権侵害に関して国連に行動を求め、発言しています。



イラク(2013年) / 先天性障害を持った子ども

## 少女たちが売られ、搾取されない社会を。

アジアの国々では、今も少女たちをだまし、人身売買する被害が横行しています。日本もその例外ではなく、児童ポルノの被害や、少女たちが騙されて性的な被害を受ける性的搾取が後を絶ちません。実は、私たちの周りにも、苦しみながら誰にも相談できない少女たちがいるのです。ヒューマンライツ・ナウは国際的なネットワークを通じてアジア地域の人身売買をなくす取り組みに参加し、日本では少女たちを暴力や搾取の被害から守るために活動を続けています。



インド(2009年) / 幼児婚当事者への聞き取り調査

